

先進環境対応型ディーゼルトラック等 導入に対する国の補助金制度

平成24年度補正予算（全国で15億円）による国交省の先進環境対応型ディーゼルトラック等導入補助の開始が決定し、本日2月28日より、三重県トラック協会において申請書類の受付を開始することとなりましたので、お知らせいたします。

【補助対象】（①～③の要件をすべて満たすもの）

- ① **車両総重量12t超 事業用 ディーゼルトラック**
平成27年度重量車燃費基準達成車で平成21年排出ガス基準適合かつNOx・PM10%以上低減車
または、
平成27年度重量車燃費基準5%以上達成車で平成21年排出ガス基準適合車
- ② **平成25年1月15日～平成25年3月29日までに新車新規登録**
- ③ ①の新車導入に伴い、**長期規制(平成9・10・11年規制)以前の排出ガス規制に適合する事業用トラックの廃車を伴う**
*廃車とは：使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡し完了している必要があります。
*廃車車両は過去1年以上所有している必要があります。

【長期規制以前の車両に該当する排出ガス識別記号例】

規制年	H11	H10	H9	H6	H2	H1	S63
排出ガス識別記号	KL	KK	KG	KC	W	U	S

【補助台数】 1事業者3台を上限

【補助額】 通常車両価格との差額の1/2以内または車両本体価格の1/4以内
：上限100万円

【申請期限】 平成25年3月29日
（申請順で受け付け、予算枠に達した時点で期限前に受付終了となる場合があります）

【申請手続き上の注意点】

- ①申請者は車検証上の『所有者』となります。使用者ではありません。
リースの場合はリース業者。
- ②新車新規登録及び経年車の廃車の両方が完了した上で申請ください。
- ③新車登録時にディーラー等によって所有権留保されている場合、所有権留保を解除し運送事業者が所有者になった上で申請ください。

【申請手順】

- ①申請書の提出・・・申請書は必要書類を添付の上、正本1部、副本3部を申請者の住所地の県トラック協会へ提出ください。（リース業者の場合は、補助対象車両の「使用本拠の位置」の県トラック協会へ提出）

＜必要な書類＞

- ・交付申請書兼実績報告書
- ・別紙（附則第1号様式）
- ・請求書（写）
- ・領収書（写）※添付できない場合には後日提出
- ・振込先調書
- ・車検証（写）（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の車検証（写）及び移転登録後の車検証（写））
- ・廃車車両の詳細登録事項等証明書
- ・廃車車両の自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面（インターネット検索画面）を印刷したもの
- ・リースの場合：自動車賃貸契約書（写）

②交付決定及び額の確定通知

国土交通省は審査の上、補助金の交付及び額の確定を行い、県トラック協会を通じて申請者へ連絡します。

③補助金の請求

交付決定及び額の確定通知を受けたら、補助金請求書を県トラック協会へ提出下さい。

※申請書類等は国土交通省ホームページからダウンロードするかトラック協会へご連絡ください。

国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000017.html
国土交通省 → 政策・仕事 → 自動車 → 平成24年度補正予算「先進環境対応型ディーゼルトラック等の導入に対する補助」についてに申請書類、要綱等の記載がございます。

※国土交通省ホームページは、三重県トラック協会ホームページの「お知らせ」からも参照できますので、ご活用ください。

【その他注意事項】

- ①年度を越えて決済される手形や割賦といった購入形態は補助対象となりません。
- ②今回補助を受けた購入車両は**4年間保有義務**が生じます。その間に売却等で所有者を変更する場合は、原則、補助金を返還することになります。

【先進環境対応型ディーゼルトラック型式別一覧(GVW12トン超クラス)】

自動車車検証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「QKG」であって下記記載の型式であるもの

社名	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	ボルボ	
型式	FTR	EXZ	PK	FJ	FK***Z	H2T
	FTS	EXY	CK	FE	FP	M2T
	FVR	FVZ	GK	FH	FY	
	CVR	CYG	CX	GN	FU	
	EXR	CYE	CV	FN	FS	
	EXD	CYL	CD	FS	FV	
	CXZ	CYJ	CG	FR		
	CXG	CYY	CW	FQ		
	CXY	CYM		FW		
	CXM	CYH		SH		
	CXE	CYZ		SS		

※1 登録型式に「改」が付く改造車にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限ります。

※2 この一覧は平成25年1月15日現在のものです。補助対象となる型式は新車の発売に伴い随時追加予定